

福島県理学療法士会 慶弔規定

第1条（目的）

この規定は、会員ならびにその家族の慶弔見舞金について定めることを目的とする。

第2条（手続き）

この規定による慶弔見舞金の支給は、会員本人またはその事実を知った会員からの事務局への申告に基づくものとする。

第3条（支給）

慶弔見舞金を支給する場合は次の通りとする。

- (1) 本人が結婚したときは、祝電を送る。
- (2) 本人の入院または療養の期間が1か月以上に及ぶとき、またはその状態に相当すると判断された場合、傷病見舞金5千円を贈る。
- (3) 本人の住宅が不慮の災害にて損害を被ったときは、災害見舞金5千円を贈る。
- (4) 本人が死亡したときは、香典1万円を贈り、生花を供え、弔電を送る。
- (5) 本人の配偶者、親、子供が死亡したときは、弔電を送る。

第4条（その他）

第2条に規定する手続きが不測の事態で滞ったときは、第3条に規定する規定に相当する対応を理事会3役の議決により行うこととする。

- 2 会員外または関連団体等の祝意、弔意については理事会3役議決により行うことができる。

第5条（改廃）

この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は平成28年7月1日より施行する。